

北海道告示第10748号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年5月12日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策) 農地の有効活用や維持を図るため、市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の取組を支援するため、交付金を交付する。</p>				<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 財産管理台帳 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 最適土地利用総合事業</p>	<p>市町村 農業委員会 農業協同組合 土地改良区 地域協議会 地域運営組織 農地中間管理機構</p>	<p>市町村等が次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する経費 1 最適土地利用推進事業 (1)土地利用構想の概定 地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組 (2)実証事業 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組 (3)土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 (4)省力化機械の導入 (5)粗放的利用体制整備 (i)放牧(家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等) (ii)蜜源・緑肥・省力・景観作物等(種苗費、管理経費等) (iii)緩衝帯整備(管理経費等) (iv)ビオトープ(管理経費等) (v)計画的な植林(苗代、管理経費等) (6)農用地保全等推進員の措置 2 最適土地利用整備事業 (1)粗放的利用のための条件整備 (i)放牧に関する整備 ア 電牧器整備 イ 電気牧柵 ウ 給水施設整備 エ 繫留施設整備 オ 簡易家畜舎整備 カ 家畜衛生設備</p>	<p>別記1のとおり</p>					

		<ul style="list-style-type: none"><li>(ii) 蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け等に関する整備<ul style="list-style-type: none"><li>ア刈払・伐根</li><li>イ集積・運搬</li><li>ウ除礫</li><li>エ耕起・整地</li><li>オ土壤改良</li></ul></li><li>(2)農用地保全のための基盤整備<ul style="list-style-type: none"><li>(i)農業用排水施設</li><li>(ii)農道</li><li>(iii)暗渠排水</li><li>(iv)客土</li><li>(v)区画整備</li><li>(vi)安全施設</li><li>(vii)農地等保全 (法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等)</li></ul></li><li>(3)農用地保全のための農業環境整備<ul style="list-style-type: none"><li>(i)トイレ</li><li>(ii)農機具収納施設</li><li>(iii)農業用ハウス</li></ul></li></ul>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--